

岩手県農林水産部長 様

岩手県県土整備部長 様

要 望 書

令和5年6月8日

岩手県建設関連業団体連合会

会長 吉田 久夫



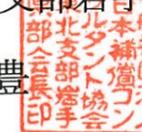
一般社団法人 岩手県測量設計業協会

会長 吉田 久夫



一般社団法人 日本補償コンサルタント協会東北支部岩手県部会

会長 植田 義豊



一般社団法人 岩手県建築士事務所協会

会長 佐々木 章



一般社団法人 岩手県土地改良設計協会

会長 藤原 繁



要 望 書

平素は、建設関連業界の指導育成に関し、格別のご高配を賜り、衷心より感謝申し上げます。

令和5年度は、東日本大震災津波からの国の第2期復興・創生期間の3年目となり、県においてはいわて建設業振興中期プラン2023、いわて県民計画第2期アクションプランが開始されるものと認識しております。

復興完遂による建設投資額の大幅な減少と受注量減少で厳しい状況ではございますが、当連合会としましては、発注者の良きパートナーとなれるよう、経営基盤の強化、安定的な経営とワーク・ライフ・バランスの実現に取り組み、職員の継続雇用を図り、担い手の確保・育成に全力で努めてまいります。

また、i-Constructionへの積極的取り組み、品質確保、更なる技術力向上に努め、受注者の責務を全うすべく尽力し、『地域の守り手』として、地域住民の安全・安心な暮らしの確保に向けて組織を挙げて取り組んで参る所存であります。

県ご当局におかれましては、次の事項について特段のご高配を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 公共事業予算の確保について

土木に関する測量、設計業務を合わせた総受注額につきまして、東日本大震災前の10年間はピーク時の半分以下まで減少し、震災翌年には急回復を見せましたが、その後は再び減少している状況です。受注量の減少に伴い各協会においても会員数の減少が問題点として顕在化しており、災害時の対応など『地域の守り手』としての役割を果たすことが困難になると危惧しているところがあります。

地方の社会資本は、その整備水準が未だ不十分であり、既存の公共施設の維持管理費も増大する事が確実視されることから、「防災・減災、国土強靱化5か年加速化対策」に呼応した強靱化対策、老朽化対策や「岩手県公共施設等総合計画」及び「いわて建設業振興中期プラン」に基づき公共事業予算の確保に特段のご尽力をお願い申し上げます。

2. 県内建設関連企業への積極的発注拡大について

土木に関する測量、設計業務の受注状況は、平成17年度からの10年間は県内企業のシェア60%を確保していました。平成27年度から令和元年度までの5年間は県内、県外拮抗した状況が続き、令和2年度に県内企業の6割シェアが復活しています。

このような中、建設関連業界では更なる技術力向上を図るため、

会社研修はもとより各協会独自の各種研修会を企画・開催し、業務の技術研鑽に努めてきたところであります。

発注に当たっては、「県が締結する契約に関する条例」に基づき、「県内で出来るものは県内企業へ」という基本方針を堅持頂くとともに、地域を熟知し、地域社会の経済や人材雇用面等で大いに貢献している県内企業への発注拡大に向けて、入札制度の見直しを進めるなど、特段のご配慮を頂きますようお願い申し上げます。

(1) 条件付一般競争入札資格基準等の見直しについて

- ・交通アクセスの向上、情報ネットワークの発達から地域要件を小ブロック化する意義も薄れ、企業が多く営業所を置くことによる経営リスクの拡大や体力弱体化が懸念されます。また、建設業とは県内企業数に格段の違いがあることも考慮いただき、現行10地区の地域要件を広域振興局単位の4地区に見直しをお願いします。

(2) 簡易総合評価落札方式入札について

- ・現試行において対象とされている当初設計金額の5,000千円以上の業務であっても、各工種について業務内容によっては価格競争方式による入札をご検討くださるようお願いいたします。
- ・業務実績を得る機会の少ない企業のために、チャレンジ型入札制度創設をご検討くださるようお願いいたします。
- ・企業の地域内拠点について、県内企業であれば地域内での本店の有無に差をつけない制度をご検討くださるようお願いいたします。
- ・配置予定管理技術者等の専任性について、配置予定管理技術者が従事している業務件数は、落札候補となった企業の手持ち業

務としてカウントし、既に申請済みの別の入札案件の評価点の修正を行うようにお願いします。

併せて、配置予定管理技術者等の専任性の評価基準、評価点を細分化することもお願いします。

- ・ 価格評価点の上限が 15 点に設定されることにより、制度適用価格（85%）以下で入札しても価格評価点が頭打ちとなり、技術評価点の高い一部の企業に落札が偏るおそれがあるので、状況を見極め制度の早期の見直しをお願いします。

- ・ 農業農村整備事業の測量設計を受注する技術者の継続教育は、(公社)農業農村工学会の CPD を取得していることが多いが、県が求める測量系 CPD のために別途評価対象となる CPD を取得しなければならないことから、受注者の負担が大きくなっています。

つきましては、配置予定管理技術者等の測量系 CPD の継続教育団体に、(公社)農業農村工学会も可能となるようにお願いします。

- ・ 同一開札日において、同一企業が同一地区又は隣接地区の業務を重複して落札することの無いよう、一括審査方式の導入をご検討下さるようお願いいたします。

(3) 補償コンサルタント業務の発注拡大について

- ・ 公共事業の円滑な進捗には用地測量調査業務等、補償コンサルタントの専門的知識が必要不可欠ですが、この業務にかかる人材の確保及び技術力の向上には、継続的な業務量の確保が必要となりますので、用地調査、営業・特殊補償及び補償関連業務の発注の拡大についてご検討下さるようお願いいたします。また、

事業損失については、工損事前調査が工事発注に含めて実施されることが多く、用地調査等業務共通仕様書に基づき作成されていないため、その後、工損事後調査において、事前調査の成果品（図面・写真・調査箇所・調書等）の不備により工事前後の損傷状態が対比できず、因果関係の判定が困難となりますので、工損事前調査についても専門的知識を有する補償コンサルタント協会会員に積極的な発注をお願いします。

3. 働き方改革と担い手確保について

働き方改革が全産業に求められていますが、現行の予定価格の 80%前後の最低制限価格の入札制度が続けば、健全な企業の経営環境・労働環境の維持や技術の伝承がますます困難となり、担い手の減少による有事対応が懸念されます。特に担い手の確保、育成には適正な利潤を確保し、ワーク・ライフ・バランスに配慮したノー残業デーの確保など、働く環境を変える必要があると考えております。

改正品確法では、公共工事に関する調査等が明確に定義されました。発注関係事務の運用指針も改正され、測量、調査及び設計に関する必ず実施すべき事項、実施に努める事項が明記されました。より良い建設関連業を維持存続するためにも、下記項目につきまして特段のご配慮をお願い申し上げます。

(1) 最低制限価格の引き上げについて

- ・ 経営環境・労働力改善に向け、適正な予定価格に近い受注額を

確保するため、最低制限価格を引き上げていただくようお願いします。

4. ICT等新技術を活用した生産性向上について

国、県等では、建設生産システム全体の生産性向上を図り、地域の暮らしの守り手となる建設関連企業が、担い手の育成・確保や業務改善を進めるため、i-Constructionを推進しております。

国においては、令和5年度より全ての業務においてBIM/CIMが原則適用することになりました。

県においては、令和4年12月からBIM/CIM活用業務実施要領が適用になっているところであり、今後、委託業務として進展すると予想されます。

こうした国の動向を捉え、岩手県におきましてもICT活用予定工事における測量調査・設計業務発注において、3次元測量及び3次元設計業務の推進をお願いします。

5. 橋梁補修・耐震補強設計の積算基準について

橋梁補修・耐震補強設計業務は見積積算によっていますが、見積書作成に当たり、現地踏査や資料取り纏めに多大な労力と費用を要しています。岩手県や岩手県土木技術振興協会においても、相当数の実績やサンプルの蓄積がなされたものと思料します。

つきましては、他県、各団体の積算基準を参考に、補修に係る基本工種だけでも積算基準の整備をお願いします。

また、橋梁点検の発注歩掛については、業務内容と費用が乖離し著しく安価な積算になっていることから、改正をご検討くださるようお願いします。

6. 災害時応急対策業務に関する協定について

昨今の記録的な豪雨、台風等による災害が全国各地で多発しており、近年特に頻発している異常気象等による大規模自然災害に対して、当連合会会員は地域の安全・安心の守り手としての役割を認識し、会員一丸となって災害対応にあたっています。

大規模災害発生時における緊急対応として、土地・建物の権利調査、用地測量、物件移転補償調査・算定、地盤変動影響調査などの事業損失事前等調査の実施に関し、(一社)日本補償コンサルタント協会東北支部岩手県部会との「災害時等における土地調査及び補償調査等に関する協定」の締結をお願い申し上げます。

なお、東北支部では岩手県を除く5県及び仙台市が締結済みとなっております。

7. 工事監理業務について

建築工事に際して実施される工事監理業務では、全工程にわたり単なる施工内容のチェックのみならず、様々な検討や調整に伴う判断が必要となりますが、その工事が対象とする建築物全体のコンセプトや使用形態、機能性、意匠性、材料の選択、収まりなどの理解のもとに行われなければならない、設計業務を担当した者

でないと考え及ばない部分が多く含まれているものであります。

つきましては、設計業務と工事監理業務は、同一の設計者が一元的に実施することを原則としていただくようお願いいたします。止むを得ず当該設計者以外の者が工事監理を行う場合には、設計意図の伝達業務を当該設計者に委託していただくようお願いいたします。国では建築士法告示第 98 号による業務報酬基準に基づき設計意図の伝達業務を当該設計者に委託しているので、県においても同様の措置を講じていただくようお願いいたします。